

平成22年5月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成21年(ワ)第887号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年4月9日

判 決

愛知県江南市

原 告

愛知県稲沢市

原 告

名古屋市

原 告

原告ら訴訟代理人弁護士

瀧

康

暢

同

西

川

美

穂

同

望

月

直

子

同

鈴

木

含

美

同

小

出

智

加

同訴訟復代理人弁護士

丹

羽

加

奈

絵

東京都新宿区西新宿8丁目15番1号

被 告

株 式 会 社 武 富 士

同代表者代表取締役

清

川

昭

主 文

- 1 被告は原告[REDACTED]に対し、273万5352円及び内267万5399円に対する平成21年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は原告[REDACTED]に対し、45.5万6561円及び内428万0119円に対する平成21年6月11日から支払済みまで年5

分の割合による金員を支払え。

3 被告は原告[]に対し、54万1877円及び内52万7836円に対する平成17年9月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 この判決の主文第1項ないし第3項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

(以下、「原告[]」を「原告[]沼」,
「原告[]」を「原告[]月」,
「原告[]」を「原告[]」という。)

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 原告[]沼

① 原告[]沼と貸金業者である被告は、平成5年11月10日、継続的金銭消費貸借契約を締結し、20万円を借り入れ、別紙1記載のとおり、平成21年8月31日まで借入と返済を繰り返した。

② これを利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、273万5352円の過払金が発生している。なお、被告は、利息制限法を超える利息で貸付をしていることを知りながら、貸付を行っており、悪意の利得者であるので、年5分の利息を付した(利息合計5万9953円)。

③ その結果、被告は、原告[]沼の損失によって法律上の原因なくし

て、請求の趣旨記載の金額と同額の利益を得た。

- ④ よって、原告●沼は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、273万5352円及び内267万5399円に対する平成21年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

(2) 原告●月

- ① 原告●月と貸金業者である被告は、昭和61年6月5日、継続的金銭消費貸借契約を締結して、原告●月は8万円を借り入れ、その後、別紙2記載のとおり、平成21年6月10日まで借入と返済を繰り返した。

- ② これを利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、455万6561円の過払金が発生している。なお、被告は、利息制限法を超える利息で貸付をしていることを知りながら、貸付を行っており、悪意の利得者であるので、年5分の利息を付した（利息合計27万6442円）。

- ③ その結果、被告は、原告●月の損失によって法律上の原因なくして、請求の趣旨記載の金額と同額の利益を得た。

- ④ よって、原告●月は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、455万6561円及び内428万0119円に対する平成21年6月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

(3) 原告●

- ① 原告●と貸金業者である被告は、平成7年3月6日、継続的金銭消費貸借契約を締結して、原告●は3万円を借り入れ、その後、別紙3記載のとおり、平成17年9月1日まで借入と返済を繰り返し

た。

- ② これを利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、54万1877円の過払金が発生している。なお、被告は、利息制限法を超える利息で貸付をしていることを知りながら、貸付を行っており、悪意の利得者であるので、年5分の利息を付した（利息合計1万4041円）。
- ③ その結果、被告は、原告の損失によって法律上の原因なくして、請求の趣旨記載の金額と同額の利益を得た。
- ④ よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、54万1877円及び内52万7836円に対する平成17年9月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

2 請求原因に対する認否と被告の反論

(1) 請求原因(1) (原告 沼) について

原告 沼と貸金業者である被告との間に取引があり、取引の入出金は別紙1記載のとおりである事実は認めるが、その余は、否認若しくは争う。

原告 沼と被告との取引は、連続する1つの取引ではなく、平成5年11月10日から平成11年3月3日までの取引（以下「沼第1取引」という。）、平成12年4月22日から平成17年12月20日までの取引（以下「沼第2取引」という。）、平成19年2月27日から平成21年8月31日までの取引（以下「沼第3取引」という。）の3つの取引からなっている。

沼第1取引から発生した過払金は、過払発生の中から10年以上を経過しているため、被告は平成22年1月20日付け第1準備書面

をもって消滅時効を援用する。

(2) 請求原因(2) (原告●月) について

原告●月と貸金業者である被告との間に取引があり、取引の入出金は別紙2記載のとおりである事実は認めるが、その余は、否認若しくは争う。

原告●月と被告との取引は、連続する1つの取引ではなく、昭和61年6月5日から平成4年5月1日までの取引(以下「●月第1取引」という。)、平成5年7月6日から平成8年5月22日までの取引(以下「●月第2取引」という。)、平成8年9月27日から平成21年6月10日までの取引(以下「●月第3取引」という。)の3つの取引からなっている。

●月第1取引及び●月第2取引から発生した過払金は、過払発生時から10年以上を経過しているので、被告は平成22年1月20日付け第1準備書面をもって消滅時効を援用する。

(3) 請求原因(3) (原告●) について

原告●と貸金業者である被告との間に取引があり、取引の入出金は別紙3記載のとおりである事実は認めるが、その余は、否認若しくは争う。

被告と原告●は、名古屋簡易裁判所平成15年(特ノ)第2299号債務額確定等調停事件で調停(以下、「本件調停」という。)が成立し、同調停条項には、「当事者双方は、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。」との記載があるので、原告●の請求は失当であり、棄却すべきである。

(4) なお、先の取引で発生した過払金が、後の取引の債務に充当されることはない。すなわち、指定充当及び法定充当の余地はないし、貸金

業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条1項のみなし弁済規定の適用を受けるために貸金業法17条書面や同法18条書面の交付をしてきた被告は、過払金が発生する可能性を認識しておらず、原告■沼や原告■月も過払金の発生する可能性など認識していなかったもので、先の取引開始時も、後の取引開始時も、充当の合意をしていないからである。

3 被告の反論に対する原告らの主張

(1) 取引の一体性

被告は、原告■沼及び原告■月の取引がいずれも3つの取引からなると主張するが、いずれも1個の連続した金銭消費貸借取引である。

原告らと被告との間の各取引は、金銭消費貸借取引の基本契約が締結され、これには過払金充当合意が含まれているところ、約定完済があっても、基本契約が終了しない限り、過払金充当合意は継続し、約定完済した時点で発生した過払金は、次の借入金債務に充当される。

原告■沼については、■沼第1取引にかかる基本契約が終了した事実、■沼第2取引及び■沼第3取引の開始時点で新たな基本契約書を作成した事実、新たな基本契約を締結した事実は立証されていない。

原告■月についても、■月第1取引にかかる基本契約が終了した事実、■月第2取引及び■月第3取引の開始時点で新たな基本契約書を作成した事実、新たな基本契約を締結した事実は立証されていない。

仮に被告の主張するように原告■沼及び原告■月の取引が複数の基本契約に基づくものであったとしても、取引期間に比して空白期間が短く、契約書の返還やカードの失効手続について被告が主張立証せず、第2取引や第3取引が開始されるにあたって与信審査が行われたこと

を認める証拠は提出されていない上、各々同一の会員番号で管理されていたことからすると、最高裁判所平成20年1月18日判決が指摘する「事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合」に該当し、事実上1個の連続した金銭消費貸借取引であるというべきである。

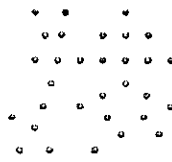
このように取引が全体として1個であり、過払金返還請求権の消滅時効の起算点は取引の終了時であるから、被告主張の消滅時効は失当である。

(2) 被告は悪意の受益者であること

被告は、悪意の利得者であることを争うけれども、最高裁判所の判決（平成19年7月13日）によれば、貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないと認められる特段の事情が存在すれば、悪意の受益者にあたらないが、本件では、みなし弁済につき具体的主張も立証もしていないのであるから、被告は悪意と推定されることになる。

(3) 調停の錯誤無効

原告●と被告との間で本件調停が成立し、同調停調書には被告の主張する調停条項の記載があるけれども、本件調停は以下のとおり無効である。すなわち、特定調停では、正しい取引履歴による残債務額の確定が調停を成立させる上で最も重要な事項であり、この点に錯誤があれば無効となるべきところ、本件調停の調停調書には「申立人（原告●）は相手方（被告）に対し、平成13年3月24日から同年8月7日までに借り受けた合計107万4000円について、(1)本件残元金51万3820円、(2)未払損害金等4万8842円、合計56万2662円の支払義務のあることを認める」旨の記載があるが、実際に



は、平成13年3月24日より前にも取引があり、平成7年3月6日からの取引を利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、本件調停が成立した平成15年6月19日の時点での残元金は2万2826円であり、この事実を原告■が知っていれば本件調停を成立させることは考えられず、本件調停は錯誤により無効である。

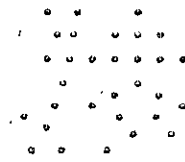
第3 当裁判所の判断

1 原告■沼の請求について

原告■沼と貸金業者である被告との間に取引があり、取引の入出金は別紙1記載のとおりである事実は当事者間に争いがなく、これと甲1の2によれば、原告■沼と貸金業者である被告は、平成5年11月10日、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結し、20万円を貸付け、別紙1記載のとおり、平成21年8月31日まで貸付と返済を繰り返したこと、上記取引における約定利率は、利息制限法の制限利率を超過するものであることが認められる。

上記取引につき、原告■沼は一連の取引であると主張し、被告は3つの取引からなる旨を主張するところ、被告は、■沼第1取引の終了事由を具体的に主張せず、■沼第2取引や■沼第3取引の開始にあたっての与信審査の有無ないし内容や、各基本契約の契約内容の差異を主張せず、■沼第2取引や■沼第3取引の基本契約書を証拠として提出しないから、取引が分断されていると認めることができず、一連の取引であるというほかない。

また、貸金業者である被告が利息制限法1条1項所定の制限を超える利息を受領しており、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのように認識を有するに至ったことについてやむを得



ないといえるような特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるどころ、被告は、貸金業法43条1項の適用や上記特段の事情につき、主張立証していないので、被告を悪意の受益者と推定すべきことになり、被告は過払金を受領した日からこれに対する法定利息の返還義務がある。

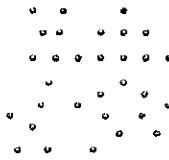
以上に基づいて利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、別紙1記載のとおり、267万5399円の過払金が発生しているほか、最終弁済日である平成21年8月31日までの利息合計は5万9953円となり、被告は、原告■沼の損失によって法律上の原因なくして、上記過払金の金額と同額の利益を得ていることが認められる。

よって、原告■沼の本訴請求は理由があるから、これを認容すべきである。

2 原告■月の請求について

原告■月と貸金業者である被告との間に取引があり、取引の入出金は別紙2記載のとおりである事実は当事者間に争いがなく、これと甲2の2によれば、原告■月と貸金業者である被告は、昭和61年6月5日、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結し、8万円を貸付け、別紙2記載のとおり、平成21年6月10日まで貸付と返済を繰り返したこと、上記取引における約定利率は、利息制限法の制限利率を超過するものであることが認められる。

上記取引につき、原告■月は一連の取引であると主張し、被告は3つの取引からなる旨を主張するところ、被告は、■月第1取引の終了事由を具体的に主張せず、■月第2取引や■月第3取引の開始にあたっての与信審査の有無ないし内容や、各基本契約の契約内容の差異を主張せず、■月第2取引や■月第3取引の基本契約書を証拠として提出しないか



ら、取引が分断されていると認めることができず、一連の取引であるというほかない。

また、被告を悪意の受益者と推定すべきであって、被告に過払金を受領した日からこれに対する法定利息の返還義務があることは、前記1と同様である。

以上に基づいて利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、別紙2記載のとおり、428万0119円の過払金が発生しているほか、最終弁済日である平成21年6月10日までの利息合計は27万6442円となり、被告は、原告■月の損失によって法律上の原因なくして、上記過払金の金額と同額の利益を得ていることが認められる。

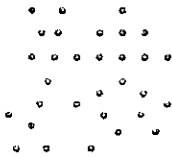
よって、原告■月の本訴請求は理由があるから、これを認容すべきである。

3 原告■の請求について

原告■と貸金業者である被告との間に取引があり、取引の入出金は別紙3記載のとおりである事実は当事者間に争いがなく、これと甲3の2によれば、原告■と貸金業者である被告は、平成7年3月6日、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約を締結し、3万円を貸付け、別紙3記載のとおり、平成17年9月1日まで貸付と返済を繰り返したこと、上記取引における約定利率は、利息制限法の制限利率を超過するものであることが認められる。

また、被告を悪意の受益者と推定すべきであって、被告に過払金を受領した日からこれに対する法定利息の返還義務があることは、前記1と同様である。

以上に基づいて利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、別紙3記載のとおり、52万7836円の過払金が発生しているほ



か、最終弁済日である平成17年9月1日までの利息合計は1万4041円となり、被告は、原告■の損失によって法律上の原因なくして、上記過払金の金額と同額の利益を得ていることが認められる。

これに対して、被告は本件調停で、調停条項に定めるほか何らの債権債務のないことを確認したことから原告■の請求を棄却すべきであるとの抗弁を主張したところ、原告■が錯誤無効の再抗弁を主張したのに対して、被告は何らの主張をしないのであるから、原告■の再抗弁の主張事実を自白したものとみなすほかない。

以上によれば、原告■の本訴請求は理由があるから、これを認容すべきである。

4 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由があるので認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所一宮支部

裁判官 鬼 頭 清 貴

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]
 会員番号: 201-62541
 貸金業者: 株式会社武富士

過払利率 5%

作成者: 弁護士法人公園通法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H5. 11. 10	200,000		0.18				200,000		
2	H5. 11. 29		10,000	0.18	20	1,972	0	191,972	0	0
3	H5. 11. 29	110,000		0.18	0	0	0	301,972	0	0
4	H5. 12. 28		13,000	0.18	29	4,318	0	293,290	0	0
5	H6. 1. 29		20,000	0.18	32	4,628	0	277,918	0	0
6	H6. 1. 31	210,000		0.18	2	274	274	487,918	0	0
7	H6. 2. 28		21,000	0.18	28	6,737	0	473,929	0	0
8	H6. 3. 28		21,000	0.18	28	6,544	0	459,473	0	0
9	H6. 4. 27		21,000	0.18	30	6,797	0	445,270	0	0
10	H6. 5. 2	30,000		0.18	5	1,097	1,097	475,270	0	0
11	H6. 5. 6	60,000		0.18	4	937	2,034	535,270	0	0
12	H6. 5. 17	40,000		0.18	11	2,903	4,937	575,270	0	0
13	H6. 5. 30		30,000	0.18	13	3,688	0	553,895	0	0
14	H6. 5. 31	250,000		0.18	1	273	273	803,895	0	0
15	H6. 6. 28		30,000	0.18	28	11,100	0	785,268	0	0
16	H6. 7. 12	180,000		0.18	14	5,421	5,421	965,268	0	0
17	H6. 7. 27		40,000	0.18	15	7,140	0	937,829	0	0
18	H6. 8. 30		36,000	0.18	34	15,724	0	917,553	0	0
19	H6. 9. 29		36,000	0.18	30	13,574	0	895,127	0	0
20	H6. 10. 28		36,000	0.18	29	12,801	0	871,928	0	0
21	H6. 11. 28		40,000	0.18	31	13,329	0	845,257	0	0
22	H6. 12. 19	70,000		0.18	21	8,753	8,753	915,257	0	0
23	H6. 12. 27		36,000	0.18	8	3,610	0	891,620	0	0
24	H7. 1. 30		40,000	0.18	34	14,949	0	866,569	0	0
25	H7. 2. 27		40,000	0.18	28	11,965	0	838,534	0	0
26	H7. 3. 27		36,000	0.18	28	11,578	0	814,112	0	0
27	H7. 4. 27		40,000	0.18	31	12,445	0	786,557	0	0
28	H7. 5. 29		40,000	0.18	32	12,412	0	758,969	0	0
29	H7. 6. 27		40,000	0.18	29	10,854	0	729,823	0	0
30	H7. 7. 11	110,000		0.18	14	5,038	5,038	839,823	0	0
31	H7. 7. 29		40,000	0.18	18	7,454	0	812,315	0	0
32	H7. 8. 28		36,000	0.18	30	12,017	0	788,332	0	0
33	H7. 9. 12	30,000		0.18	15	5,831	5,831	818,332	0	0
34	H7. 9. 28		200,000	0.18	16	6,456	0	630,619	0	0
35	H7. 10. 30		36,000	0.18	32	9,951	0	604,570	0	0
36	H7. 11. 20	20,000		0.18	21	6,261	6,261	624,570	0	0
37	H7. 11. 21	20,000		0.18	1	308	6,569	644,570	0	0
38	H7. 11. 28		31,000	0.18	7	2,225	0	622,364	0	0
39	H7. 12. 11	50,000		0.18	13	3,989	3,989	672,364	0	0
40	H7. 12. 27		32,000	0.18	16	5,305	0	649,658	0	0
41	H8. 1. 17	30,000		0.18	21	6,713	6,713	679,658	0	0
42	H8. 1. 29		35,000	0.18	12	4,011	0	655,382	0	0
43	H8. 2. 26		33,000	0.18	28	9,024	0	631,406	0	0
44	H8. 3. 11	120,000		0.18	14	4,347	4,347	751,406	0	0
45	H8. 3. 28		40,000	0.18	17	6,282	0	722,035	0	0
46	H8. 4. 25		36,000	0.18	28	9,942	0	695,977	0	0
47	H8. 5. 28	30,000		0.18	33	11,295	11,295	725,977	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H8.5.28		40,000	0.18	0	0	0	697,272	0	0
49	H8.6.29		30,000	0.18	32	10,973	0	678,245	0	0
50	H8.6.29	20,000		0.18	0	0	0	698,245	0	0
51	H8.7.29		36,000	0.18	30	10,301	0	672,546	0	0
52	H8.8.28		36,000	0.18	30	9,922	0	646,468	0	0
53	H8.9.9	20,000		0.18	12	3,815	3,815	666,468	0	0
54	H8.9.30		40,000	0.18	21	6,883	0	637,166	0	0
55	H8.9.30	10,000		0.18	0	0	0	647,166	0	0
56	H8.10.28		35,000	0.18	28	8,911	0	621,077	0	0
57	H8.11.6	20,000		0.18	9	2,749	2,749	641,077	0	0
58	H8.11.28		36,000	0.18	22	6,936	0	614,762	0	0
59	H8.12.3	10,000		0.18	5	1,511	1,511	624,762	0	0
60	H8.12.26		30,000	0.18	23	7,066	0	603,339	0	0
61	H9.1.10	10,000		0.18	15	4,458	4,458	613,339	0	0
62	H9.1.28		30,000	0.18	18	5,444	0	593,241	0	0
63	H9.2.28		30,000	0.18	31	9,069	0	572,310	0	0
64	H9.3.28		30,000	0.18	28	7,902	0	550,212	0	0
65	H9.4.9	10,000		0.18	12	3,256	3,256	560,212	0	0
66	H9.4.25		36,000	0.18	16	4,420	0	531,888	0	0
67	H9.5.28		36,000	0.18	33	8,655	0	504,543	0	0
68	H9.6.30	30,000		0.18	33	8,210	8,210	534,543	0	0
69	H9.6.30		40,000	0.18	0	0	0	502,753	0	0
70	H9.6.30	10,000		0.18	0	0	0	512,753	0	0
71	H9.7.28		33,000	0.18	28	7,080	0	486,833	0	0
72	H9.8.28		33,000	0.18	31	7,442	0	461,275	0	0
73	H9.9.11	20,000		0.18	14	3,184	3,184	481,275	0	0
74	H9.9.29		36,000	0.18	18	4,272	0	452,731	0	0
75	H9.10.12	10,000		0.18	13	2,902	2,902	462,731	0	0
76	H9.10.28		36,000	0.18	16	3,651	0	433,284	0	0
77	H9.11.7	10,000		0.18	10	2,136	2,136	443,284	0	0
78	H9.11.28		36,000	0.18	21	4,590	0	414,010	0	0
79	H9.12.27		36,000	0.18	29	5,920	0	383,930	0	0
80	H10.1.16	30,000		0.18	20	3,786	3,786	413,930	0	0
81	H10.1.16	4,000		0.18	0	0	3,786	417,930	0	0
82	H10.1.27		36,000	0.18	11	2,267	0	387,983	0	0
83	H10.3.1		36,000	0.18	33	6,314	0	358,297	0	0
84	H10.3.26	22,000		0.18	25	4,417	4,417	380,297	0	0
85	H10.4.2		30,000	0.18	7	1,312	0	356,026	0	0
86	H10.4.3	4,000		0.18	1	175	175	360,026	0	0
87	H10.4.28		36,000	0.18	25	4,438	0	328,639	0	0
88	H10.5.28		36,000	0.18	30	4,862	0	297,501	0	0
89	H10.6.28		36,000	0.18	31	4,548	0	266,049	0	0
90	H10.7.28		36,000	0.18	30	3,936	0	233,985	0	0
91	H10.8.28		36,000	0.18	31	3,577	0	201,562	0	0
92	H10.10.2		36,000	0.18	35	3,479	0	169,041	0	0
93	H10.10.28		27,000	0.18	26	2,167	0	144,208	0	0
94	H10.11.30		27,000	0.18	33	2,346	0	119,554	0	0
95	H10.12.28		30,000	0.18	28	1,650	0	91,204	0	0
96	H11.2.17		41,000	0.18	51	2,293	0	52,497	0	0
97	H11.2.28		36,000	0.18	11	284	0	16,781	0	0
98	H11.3.3		879,375	0.18	3	24	0	-862,570	0	0
99	H12.4.22	1,000,000		0.18	416	0	0	88,410	-49,020	0
100	H12.5.27		30,000	0.18	35	1,521	0	59,931	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H12. 6. 27		40,000	0.18	31	913	0	20,844	0	0
102	H12. 7. 28		40,000	0.18	31	317	0	-18,839	0	0
103	H12. 8. 29		40,000	0.18	32	0	0	-58,839	-82	-82
104	H12. 9. 29		35,000	0.18	31	0	0	-93,839	-249	-331
105	H12. 10. 30		35,000	0.18	31	0	0	-128,839	-397	-728
106	H12. 11. 28	78,000		0.18	29	0	0	-52,077	-510	0
107	H12. 11. 28		35,000	0.18	0	0	0	-87,077	0	0
108	H12. 12. 28		35,000	0.18	30	0	0	-122,077	-356	-356
109	H12. 12. 28	20,000		0.18	0	0	0	-102,433	0	0
110	H13. 1. 29		35,000	0.18	32	0	0	-137,433	-448	-448
111	H13. 1. 29	21,000		0.18	0	0	0	-116,881	0	0
112	H13. 2. 28		35,000	0.18	30	0	0	-151,881	-480	-480
113	H13. 3. 27		35,000	0.18	27	0	0	-186,881	-561	-1,041
114	H13. 5. 1		35,000	0.18	35	0	0	-221,881	-896	-1,937
115	H13. 5. 1	33,000		0.18	0	0	0	-190,818	0	0
116	H13. 5. 28	4,000		0.18	27	0	0	-187,523	-705	0
117	H13. 5. 28		29,000	0.18	0	0	0	-216,523	0	0
118	H13. 6. 28		35,000	0.18	31	0	0	-251,523	-919	-919
119	H13. 6. 28	20,000		0.18	0	0	0	-232,442	0	0
120	H13. 7. 3	1,000		0.18	5	0	0	-231,601	-159	0
121	H13. 7. 25		40,000	0.18	22	0	0	-271,601	-697	-697
122	H13. 8. 28		35,000	0.18	34	0	0	-306,601	-1,264	-1,961
123	H13. 8. 29	24,000		0.18	1	0	0	-284,604	-42	0
124	H13. 9. 28		35,000	0.18	30	0	0	-319,604	-1,169	-1,169
125	H13. 10. 29		35,000	0.18	31	0	0	-354,604	-1,357	-2,526
126	H13. 11. 28		35,000	0.18	30	0	0	-389,604	-1,457	-3,983
127	H13. 12. 28		34,000	0.18	30	0	0	-423,604	-1,601	-5,584
128	H14. 1. 5	28,000		0.18	8	0	0	-401,652	-464	0
129	H14. 1. 28		34,000	0.18	23	0	0	-435,652	-1,265	-1,265
130	H14. 2. 28		34,000	0.18	31	0	0	-469,652	-1,850	-3,115
131	H14. 3. 28		40,000	0.18	28	0	0	-509,652	-1,801	-4,916
132	H14. 4. 30		40,000	0.18	33	0	0	-549,652	-2,303	-7,219
133	H14. 5. 9	88,000		0.18	9	0	0	-469,548	-677	0
134	H14. 5. 29		35,000	0.18	20	0	0	-504,548	-1,286	-1,286
135	H14. 6. 29		35,000	0.18	31	0	0	-539,548	-2,142	-3,428
136	H14. 6. 29	20,000		0.18	0	0	0	-522,976	0	0
137	H14. 7. 29		30,000	0.18	30	0	0	-552,976	-2,149	-2,149
138	H14. 8. 3	14,000		0.18	5	0	0	-541,503	-378	0
139	H14. 8. 28		35,000	0.18	25	0	0	-576,503	-1,854	-1,854
140	H14. 9. 10	10,000		0.18	13	0	0	-569,383	-1,026	0
141	H14. 9. 30		35,000	0.18	20	0	0	-604,383	-1,559	-1,559
142	H14. 9. 30	13,000		0.18	0	0	0	-592,942	0	0
143	H14. 10. 28		35,000	0.18	28	0	0	-627,942	-2,274	-2,274
144	H14. 10. 28	10,000		0.18	0	0	0	-620,216	0	0
145	H14. 11. 28		35,000	0.18	31	0	0	-655,216	-2,633	-2,633
146	H14. 12. 28		33,000	0.18	30	0	0	-688,216	-2,692	-5,325
147	H15. 1. 16	9,000		0.18	19	0	0	-686,332	-1,791	0
148	H15. 1. 28	17,000		0.18	12	0	0	-670,460	-1,128	0
149	H15. 1. 28		24,000	0.18	0	0	0	-694,460	0	0
150	H15. 2. 28		33,000	0.18	31	0	0	-727,460	-2,949	-2,949
151	H15. 3. 10	10,000		0.18	10	0	0	-721,405	-996	0
152	H15. 3. 28		30,000	0.18	18	0	0	-751,405	-1,778	-1,778
153	H15. 4. 28	11,000		0.18	31	0	0	-745,373	-3,190	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
154	H15. 4. 28		30,000	0.18	0	0	0	-775,373	0	0
155	H15. 5. 28		35,000	0.18	30	0	0	-810,373	-3,186	-3,186
156	H15. 7. 1		35,000	0.18	34	0	0	-845,373	-3,774	-6,960
157	H15. 7. 4	29,000		0.18	3	0	0	-823,680	-347	0
158	H15. 7. 29		30,000	0.18	25	0	0	-853,680	-2,820	-2,820
159	H15. 7. 29	9,000		0.18	0	0	0	-847,500	0	0
160	H15. 8. 29		35,000	0.18	31	0	0	-882,500	-3,598	-3,598
161	H15. 9. 29		40,000	0.18	31	0	0	-922,500	-3,747	-7,345
162	H15. 10. 29		35,000	0.18	30	0	0	-957,500	-3,791	-11,136
163	H15. 11. 1	10,000		0.18	3	0	0	-957,500	-393	-1,529
164	H15. 11. 29		34,000	0.18	28	0	0	-991,500	-3,672	-5,201
165	H15. 11. 29	19,000		0.18	0	0	0	-977,701	0	0
166	H15. 12. 28		30,000	0.18	29	0	0	-1,007,701	-3,884	-3,884
167	H15. 12. 28	31,000		0.18	0	0	0	-980,585	0	0
168	H16. 1. 30		30,000	0.18	33	0	0	-1,010,585	-4,421	-4,421
169	H16. 2. 18	8,000		0.18	19	0	0	-1,009,629	-2,623	0
170	H16. 3. 2		30,000	0.18	13	0	0	-1,039,629	-1,793	-1,793
171	H16. 3. 29		35,000	0.18	27	0	0	-1,074,629	-3,834	-5,627
172	H16. 4. 28		35,000	0.18	30	0	0	-1,109,629	-4,404	-10,031
173	H16. 5. 28		35,000	0.18	30	0	0	-1,144,629	-4,547	-14,578
174	H16. 6. 28		26,000	0.18	31	0	0	-1,170,629	-4,847	-19,425
175	H16. 7. 28	50,000		0.18	30	0	0	-1,144,851	-4,797	0
176	H16. 7. 28		35,000	0.18	0	0	0	-1,179,851	0	0
177	H16. 8. 12	9,000		0.18	15	0	0	-1,173,268	-2,417	0
178	H16. 8. 20	5,000		0.18	8	0	0	-1,169,550	-1,282	0
179	H16. 8. 30		35,000	0.18	10	0	0	-1,204,550	-1,597	-1,597
180	H16. 9. 1	10,000		0.18	2	0	0	-1,196,476	-329	0
181	H16. 9. 29		35,000	0.18	28	0	0	-1,231,476	-4,576	-4,576
182	H16. 9. 29	10,000		0.18	0	0	0	-1,226,052	0	0
183	H16. 10. 2	3,000		0.18	3	0	0	-1,223,554	-502	0
184	H16. 11. 2		40,000	0.18	31	0	0	-1,263,554	-5,181	-5,181
185	H16. 12. 1		40,000	0.18	29	0	0	-1,303,554	-5,005	-10,186
186	H16. 12. 27		35,000	0.18	26	0	0	-1,338,554	-4,630	-14,816
187	H16. 12. 27	20,000		0.18	0	0	0	-1,333,370	0	0
188	H17. 1. 13	20,000		0.18	17	0	0	-1,316,473	-3,103	0
189	H17. 1. 28		35,000	0.18	15	0	0	-1,351,473	-2,705	-2,705
190	H17. 1. 28	10,000		0.18	0	0	0	-1,344,178	0	0
191	H17. 2. 8	11,000		0.18	11	0	0	-1,335,203	-2,025	0
192	H17. 3. 2		40,000	0.18	22	0	0	-1,375,203	-4,023	-4,023
193	H17. 3. 28		35,000	0.18	26	0	0	-1,410,203	-4,897	-8,920
194	H17. 4. 27		35,000	0.18	30	0	0	-1,445,203	-5,795	-14,715
195	H17. 5. 30	20,000		0.18	33	0	0	-1,445,203	-6,533	-1,248
196	H17. 5. 30		34,000	0.18	0	0	0	-1,479,203	0	-1,248
197	H17. 6. 29		35,000	0.18	30	0	0	-1,514,203	-6,078	-7,326
198	H17. 7. 29		35,000	0.18	30	0	0	-1,549,203	-6,222	-13,548
199	H17. 8. 30		35,000	0.18	32	0	0	-1,584,203	-6,791	-20,339
200	H17. 8. 30	20,000		0.18	0	0	0	-1,584,203	0	-339
201	H17. 9. 1	15,000		0.18	2	0	0	-1,569,976	-434	0
202	H17. 9. 28		35,000	0.18	27	0	0	-1,604,976	-5,806	-5,806
203	H17. 9. 28	28,000		0.18	0	0	0	-1,582,782	0	0
204	H17. 10. 11	20,000		0.18	13	0	0	-1,565,600	-2,818	0
205	H17. 10. 29		28,000	0.18	18	0	0	-1,593,600	-3,860	-3,860
206	H17. 11. 28		35,000	0.18	30	0	0	-1,628,600	-6,549	-10,409

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
207	H17.11.28	20,000		0.18	0	0	0	-1,619,009	0	0
208	H17.12.20		1,013,426	0.18	22	0	0	-2,632,435	-4,879	-4,879
209	H19.2.27	990,000		0.18	434	0	0	-1,803,817	-156,503	0
210	H19.3.28		30,000	0.18	29	0	0	-1,833,817	-7,165	-7,165
211	H19.3.28	18,000		0.18	0	0	0	-1,822,982	0	0
212	H19.4.28		34,000	0.18	31	0	0	-1,856,982	-7,741	-7,741
213	H19.5.28		40,000	0.18	30	0	0	-1,896,982	-7,631	-15,372
214	H19.6.25		40,000	0.18	28	0	0	-1,936,982	-7,276	-22,648
215	H19.7.31		30,000	0.18	36	0	0	-1,966,982	-9,552	-32,200
216	H19.8.29		30,000	0.18	29	0	0	-1,996,982	-7,814	-40,014
217	H19.8.29	10,000		0.18	0	0	0	-1,996,982	0	-30,014
218	H19.8.31	10,000		0.18	2	0	0	-1,996,982	-547	-20,561
219	H19.9.12	40,000		0.18	12	0	0	-1,980,825	-3,282	0
220	H19.9.29		35,000	0.18	17	0	0	-2,015,825	-4,612	-4,612
221	H19.10.29		35,000	0.18	30	0	0	-2,050,825	-8,284	-12,896
222	H19.11.27		35,000	0.18	29	0	0	-2,085,825	-8,147	-21,043
223	H19.12.29		35,000	0.18	32	0	0	-2,120,825	-9,143	-30,186
224	H20.1.28		35,000	0.18	30	0	0	-2,155,825	-8,693	-38,879
225	H20.2.29		35,000	0.18	32	0	0	-2,190,825	-9,424	-48,303
226	H20.3.29		30,000	0.18	29	0	0	-2,220,825	-8,679	-56,982
227	H20.4.28		34,000	0.18	30	0	0	-2,254,825	-9,101	-66,083
228	H20.5.12	9,000		0.18	14	0	0	-2,254,825	-4,312	-61,395
229	H20.5.29		35,000	0.18	17	0	0	-2,289,825	-5,236	-66,631
230	H20.6.9	68,000		0.18	11	0	0	-2,289,825	-3,440	-2,071
231	H20.7.2		30,000	0.18	23	0	0	-2,319,825	-7,194	-9,265
232	H20.7.28	40,000		0.18	26	0	0	-2,297,329	-8,239	0
233	H20.7.29		30,000	0.18	1	0	0	-2,327,329	-313	-313
234	H20.8.7	10,000		0.18	9	0	0	-2,320,503	-2,861	0
235	H20.8.28		29,000	0.18	21	0	0	-2,349,503	-6,657	-6,657
236	H20.10.1		29,000	0.18	34	0	0	-2,378,503	-10,912	-17,569
237	H20.10.6	37,000		0.18	5	0	0	-2,360,696	-1,624	0
238	H20.10.29		30,000	0.18	23	0	0	-2,390,696	-7,417	-7,417
239	H20.11.5	13,000		0.18	7	0	0	-2,387,399	-2,286	0
240	H20.11.18	4,000		0.18	13	0	0	-2,387,399	-4,239	-239
241	H20.12.1		30,000	0.18	13	0	0	-2,417,399	-4,239	-4,478
242	H20.12.29		30,000	0.18	28	0	0	-2,447,399	-9,246	-13,724
243	H20.12.30	10,000		0.18	1	0	0	-2,447,399	-334	-4,058
244	H21.2.2		30,000	0.18	34	0	0	-2,477,399	-11,397	-15,455
245	H21.2.28		30,000	0.18	26	0	0	-2,507,399	-8,823	-24,278
246	H21.3.30		17,000	0.18	30	0	0	-2,524,399	-10,304	-34,582
247	H21.4.30		23,000	0.18	31	0	0	-2,547,399	-10,720	-45,302
248	H21.5.30		30,000	0.18	30	0	0	-2,577,399	-10,468	-55,770
249	H21.6.7	29,000		0.18	8	0	0	-2,577,399	-2,824	-29,594
250	H21.7.3		30,000	0.18	26	0	0	-2,607,399	-9,179	-38,773
251	H21.8.3		28,000	0.18	31	0	0	-2,635,399	-11,072	-49,845
252	H21.8.31		40,000	0.18	28	0	0	-2,675,399	-10,108	-59,953
253				0.18	0	0	合計	-2,735,352	0	0

